

# ○東京海洋大学学生交流に関する規則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第51条の規定により、他の大学、大学院及び短期大学（外国の大学及び大学院並びに短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする学生（以下「派遣学生」という。）並びに学則第45条及び大学院学則第34条の規定による特別聴講学生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

### (大学間協議)

第2条 東京海洋大学（以下「本学」という。）の学生に、他大学等の授業科目を履修させようとする場合又は他大学等の学生を本学の特別聴講学生として受け入れようとする場合、学長は、教授会又は大学院研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、当該他大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、単位の認定方法その他実施に当たって必要な事項を協議するものとする。

## 第2章 派遣学生

### (出願手続)

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする学生は、次の各号に掲げる書類を添えて学長に願出しなければならない。

- 一 他大学等の授業科目履修願
- 二 所属する学科主任又は専攻主任の承諾書
- 三 その他授業科目を履修する他大学等が定める書類

2 前項の書類の提出期限は、その都度別に定める。

### (履修の許可)

第4条 前条の願出があったときは、学部教務委員会又は大学院教務委員会の議を経て、学長が許可する。

### (履修期間)

第5条 派遣学生としての履修期間は、1年以内とする。

### (在学期間)

第6条 派遣学生としての在学期間は、学則第20条又は大学院学則第9条に規定する修業年限に算入する。

### (履修報告)

第7条 派遣学生は、履修が終了したときは、直ちに当該他大学等の交付する学業成績証明書を添えて履修報告書を学長に提出しなければならない。

### (単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学則第34条の規定又は大学院学則第24条の規定により、本学において修得したものとして認定する。

### (授業料)

第9条 派遣学生は、本学の学生としての授業料を納付するものとする。

### (履修許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、当該他大学等と協議の上、履修許可を取り消すことがある。

- 一 履修の見込みがないと認められるとき。
- 二 その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

### 第3章 特別聴講学生

#### (出願手続)

第11条 特別聴講学生を志願する者は、在学する他大学等を経由して、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生入学願書
  - 二 その他本学において特に定める書類
- 2 前項の書類の提出期限は、その都度別に定める。

#### (入学許可)

第12条 前条の願い出があったときは、教授会又は研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

#### (成績証明書)

第13条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、成績証明書を交付するものとする。

#### (検定料、入学料及び授業料)

第14条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学又は短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 特別聴講学生が国立の大学又は短期大学以外の学生であるときは、国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則に定める額の授業料を徴収する。ただし、本学と公立又は私立の大学若しくは外国の大学との間における大学間交流協定において、特別聴講学生の授業料が不徴収とされたときは、この限りでない。

#### (実験・実習費)

第15条 実験及び実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

#### (準用)

第16条 第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。

#### (身分の喪失)

第17条 特別聴講学生が、在学する他大学等の学生としての身分を失ったときは、同時に特別聴講学生としての身分を失う。

### 第4章 雑則

#### (細目)

第18条 この規則及び学内規則に定めるもののほか、派遣学生及び特別聴講学生については必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。